

講習予備検査(認知機能検査)の導入を始めとした 改正道路交通法の施行

～平成21年6月1日施行～

1 高齢運転者対策として、講習予備検査（認知機能検査）が導入されます。

(現行)	70歳以上の方	→	高齢者講習の通知	→	高齢者講習	→	更新手続
(改正)	70歳～74歳の方	→	高齢者講習の通知	→	高齢者講習	→	更新手続
	75歳以上の方	→	高齢者講習の通知	→	講習予備検査	→	高齢者講習 → 更新手続

(導入の目的)

- ◎講習予備検査（認知機能検査）の結果に基づき従来よりも、よりきめ細かい高齢者講習を行い、高齢者の皆さんの安全運転を支援します。
- ◎講習予備検査（認知機能検査）の結果、判断力・記憶力が低くなっていることがわかった方は、信号無視・通行区分違反・一時不停止違反などの交通違反があった場合、専門医の診断を受けなければならないこととなります。

2 悪質・危険運転者対策として、運転免許の行政処分が見直しされます。

◇悪質・危険行為に対する欠格期間延長

（「欠格期間」とは免許を取り消された人が再度取得可能となるまでの期間を言います。）

運転殺人、危険運転致死傷、ひき逃げ、酒酔い運転などについては、欠格期間が3年以上10年以内に引き上げられます。

◇酒気帯び運転の点数と欠格期間の引き上げ

(現行)	酒気帯び運転（0.25以上）～13点（停止90日）	→	25点・免許取り消し（欠格期間2年）
	酒気帯び運転（0.25未満）～6点（停止30日）	→	13点（停止90日）

◇違反そそのかしの行為についても、違反をそそのかした人が免許を持っていれば、運転者と同じように処分されます。

（「そそのかし」とは、飲酒した人に運転を勧めたり、車を貸したりする行為などをいいます。）

【お問い合わせ先】 秋田県警察運転免許センター

認知機能検査関係 講習補佐 ☎018-863-1111 内線735-243

行政処分関係 行政処分補佐 ☎018-863-1111 内線735-263

石綿健康管理手帳について 秋田労働局からのお知らせ

石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されました。

これまでの「石綿を製造し、又は取扱う業務（直接業務）」に、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）が加わり、この周辺業務に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付対象になりました。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

【お問い合わせ先】 秋田労働局 安全衛生課
☎018-862-6683

子どもの人権110番「強化週間」 6月28日(日)～7月4日(土)

「いじめ」など、子どもの人権問題に関する相談電話です。法務局の職員、又は、子どもの人権専門委員をはじめとする人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えたいと思います。一人で悩まずに、私たちにお電話ください。相談は無料、相談内容の秘密は守ります。

また、インターネットでパソコンや携帯電話でも人権相談を受け付けています。

- ・6/28(日)、7/4(土)は10:00～17:00
- ・6/29(月)～7/3(金)は8:30～19:00

【お問い合わせ先】 ☎0120-007-110
※IP電話からは接続できません